

山梨県公報

第六百九十六号

令和八年

十月二十二日

木曜日

目次

告示

○道路の供用開始

公告

○公共測量の実施

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

公安委員会

○山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則

告示

山梨県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町井出字上り 谷戸一五五〇番三地先から 南巨摩郡南部町井出字上り 谷戸一五四八番四地先まで	八一・〇	令和八年十月二十二日

公 告

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 一 | 測量の種類 | 公共測量（基準点測量） |
| 二 | 測量の地域 | 山梨県南巨摩郡富士川町小林地内 |
| 三 | 測量の期間 | 令和八年十月十五日から令和九年二月二十六日まで |

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年十月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字熊穴四千四百七十八番一から七及び四千四百七十八番八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公衆用道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市中曾根三丁目十一番四十五号 共栄商事株式会社 代表取締役 大森 孝康

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月二十二日

山梨県公安委員会
委員長 高 橋 英 尚

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本籍	
住所	〒 電話 （ ）

第十号様式中

	住所	〒 電話 （ ）
都道府県 自宅・携帯		

を

都道府県
(自宅・携帯)

に改める。

第十二号様式、第十三号様式及び第十五号様式中

本籍	
住所	〒 電話 （ ）

	電話（ ）
--	-------

都道府県	
―	
(自宅・携帯)	

を

住所	〒 ―
電話 ()	

都道府県	
―	
(自宅・携帯)	

に改める。

―	
(自宅・携帯)	

第十九号様式中

本籍	
住所	〒 ―
電話 () ―	

(自宅・携帯)	

を

住所	〒 ―
電話 () ―	

都道府県

に改める。

(自宅・携帯)

第二十号様式中

本籍	
住所	〒 ー 電話 () ー

都道府県

(自宅・携帯)

を

住所	〒 ー 電話 () ー
----	---

都道府県

(自宅・携帯)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。